



STANDARD

2022年8月19日

各位

会社名 株式会社エヌジェイホールディングス
代表者名 代表取締役社長 筒井 俊光
(STANDARD・コード 9421)
問合せ先
役職・氏名 経営企画室長 野澤 創一
電話 03-5418-8128

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年8月19日付の取締役会決議において、「定款一部変更の件」を2022年9月27日開催予定の当社第31回定時株主総会（以下、本総会）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

なお、振替株式発行会社においては、施行日を効力発生日として、電子提供措置をとる旨の定款変更の決議をしたものとみなす経過措置が設けられておりますが、本総会は施行日から6ヶ月以内に開催されるため、同じく経過措置により従前の招集手続きが適用されます。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類お	<削除>

<p><u>よび連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(電子提供措置等)</p>
<p><新設></p>	<p><u>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p><u>第 1 条 2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022 年 9 月 27 日（予定）
定款の効力発生日	2022 年 9 月 27 日（予定）

以上